

2024年11月11日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号  
 会 社 名 アクセルマーク株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 松川 裕史  
 (コード番号: 3624 東証グロース)  
 問 合 せ 先 取締役 管理本部長  
 村上 嘉浩  
 (TEL 03-5354-3351)

第三者割当による第 29 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び  
 第 30 回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024 年 10 月 24 日付の取締役会において決議した、第 29 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本修正型新株予約権」といいます。）の発行及び第 30 回新株予約権（以下「本固定型新株予約権」といいます。）の発行に、本修正型新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、割当先である Cantor Fitzgerald Europe 及びジーエフホールディングス株式会社が出資する G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合との間で本新株予約権に係る総数引受契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込が完了したことを確認いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2024 年 10 月 24 日公表の「第三者割当による第 29 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 30 回新株予約権の発行並びに第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第 23 回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」及び 2024 年 10 月 31 日公表の「(訂正) 第三者割当による新株予約権の発行並びに無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権の払込完了>

1. 本修正型新株予約権の概要

|                |  |
|----------------|--|
| ① 割 当 日        | 2024 年 11 月 11 日   |
| ② 新株予約権の総数     | 73,966 個（新株予約権 1 個につき 100 株）   |
| ③ 発 行 価 額      | 総額 4,807,790 円（新株予約権 1 個につき 65 円）  |
| ④ 当該発行による潜在株式数 | 7,396,600 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）<br>本修正型新株予約権の上限行使価額はありませぬ。<br>下限行使価額は 65 円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。  |
| ⑤ 調達資金の額       | 総額 870,209,990 円（差引手取概算額 857,309,236 円）(注)   |
| ⑥ 行 使 価 額      | 当初行使価額は 117 円とします。<br>2024 年 11 月 13 日以降、本修正型新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「新株予約権修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日の東証終値の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該新株予約権修正日に、当該新株予約権修正 |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
|                                    | 日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である 65 円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。   |
| ⑦ 募集又は割当て方法<br>（ 割 当 先 ）           | Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって割り当てます。   |
| ⑧ 本新株予約権の<br>行 使 期 間               | 2024 年 11 月 12 日から 2027 年 11 月 11 日までの期間   |
| ⑨ 譲 渡 制 限 及 び<br>行 使 数 量 制 限 の 内 容 | <p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結いたしました。</p> <p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本修正型新株予約権につき、以下の行使数量制限を定めました。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本修正型新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2024 年 11 月 11 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本修正型新株予約権の行使（以下「本修正型新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。</p> <p>割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本修正型新株予約権制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当先は、本修正型新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本修正型新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当先は、本修正型新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本修正型新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p> |
| ⑩ そ の 他                            | <p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社による本修正型新株予約権の行使の停止</li> <li>・ 当社による本修正型新株予約権の買戻</li> <li>・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること。なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</li> </ul>   |

(注) 調達資金の額は、本修正型新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本修正型新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本修正型新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本修正型新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 本固定型新株予約権の概要

|                          |  |
|--------------------------|--|
| ① 割 当 日                  | 2024年11月11日  |
| ② 新株予約権の総数               | 29,034個（新株予約権1個につき100株）  |
| ③ 発 行 価 額                | 総額1,596,870円（新株予約権1個につき55円）  |
| ④ 当該発行による<br>潜在株式数       | 2,903,400株（本新株予約権1個につき100株）  |
| ⑤ 調達資金の額                 | 総額341,294,670円（差引手取概算額334,095,424円）（注）   |
| ⑥ 行 使 価 額                | 117円   |
| ⑦ 募集又は割当て方法<br>（ 割 当 先 ） | 第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。<br>Cantor Fitzgerald Europe 14,517個<br>G Future Fund 1号投資事業有限責任組合 14,517個  |
| ⑧ 本新株予約権の<br>行 使 期 間     | 2024年11月12日から2027年11月11日までの期間  |
| ⑨ そ の 他                  | 当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意いたしました。<br>・ 当社による本固定型新株予約権のCantor Fitzgerald Europeによる行使の停止<br>・ 当社による本固定型新株予約権の買戻<br>・ 本新株予約権買取契約において、本固定型新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。 |

（注） 調達資金の額は、本固定型新株予約権の発行価額の総額と、全ての本固定型新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本固定型新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本固定型新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上